

3

4月から地域包括支援センターの一部が変わります

支援体制の充実のため、4月1日から一部の地域包括支援センターの名称や担当地区などが変わります。

▶ 3月31日まで

お住まいの地区	担当の地域包括支援センター
啓成、車尾、福生東、福生西、福米東、福米西	ふれあいの里地域包括支援センター 錦町一丁目139番地3

▶ 4月1日から

お住まいの地区	担当の地域包括支援センター
啓成、車尾	東山地域包括支援センター 錦町一丁目139番地3
福生東、福生西	福生地域包括支援センター 皆生新田一丁目5-1
福米東、福米西	福米地域包括支援センター 西福原二丁目1-10 米子しんまち天満屋3階

岡長寿社会課 (☎ 23-5155)

1

米子駅北広場への乗り入れを再度規制します

昨年からの駅北広場の工事に伴い、駅北広場ロータリーへの一般車とタクシーの乗り入れを規制してきましたが、再度規制を行うこととなりました。

▶ 規制期間 1月14日(火)～2月14日(金)

工事に伴い、一般車とタクシーの駅北広場のロータリーへの乗り入れが終日できなくなります。

規制期間中、一般車とタクシーは、駅南広場のロータリーをご利用ください。

※「地下駐車場」と「身障者乗降場」の利用者は、駅北広場を使用できます。

岡都市整備課 (☎ 23-5200)



4

認知症の方を見守るためのGPS機器費用を補助します

認知症の方で、外出中に行方不明になる可能性のある方を介護する家族を対象に、GPS機器の購入やレンタルの費用を補助します。

▶ 対象者 次のいずれかの方を在宅介護している方

- ① 65歳以上の認知症の方で、行方不明になる可能性のある方 (市内在住)
- ② 若年性認知症の方で、行方不明になる可能性のある方 (市内在住)
- ③ ①と②のほか、行方不明になる可能性がある方で、市長が適当と認める方

▶ 補助対象 GPS機器と付帯機器の購入費、レンタルにかかる加入・登録手数料(月々の利用料は対象外)

▶ 補助額 購入とレンタルの相当額(上限10,000円)
※補助金の交付は1人につき1回

▶ 申請方法

補助金交付申請書、見積書の写し、サービス内容がわかる書類を長寿社会課に提出

※必ず購入、レンタルする前に申請してください

岡長寿社会課 (☎ 23-5155)

2

旧米子角盤町郵便局舎が国登録有形文化財に

11月22日に開催された国の文化審議会(文化財分科会)で、旧米子角盤町郵便局舎を国登録有形文化財に登録しようとして文部科学大臣に答申されました。米子市角盤町の旧米子角盤町郵便局舎は、昭和10年に建築された木造洋館造のモダンな郵便局舎です。昭和59年に郵便局が移転した後は、町の本屋さん「角盤文庫」として親しまれてきましたが、現在は「YORAIYA角盤」として改修され、多目的地域交流拠点として活用されています。修理時に明らかになった当時の塗装色のミントグリーンが再現され、町の景観形成に寄与しています。



岡文化振興課 (☎ 23-5438)

JR山陰線 夜間集中工事に伴う列車運休

JR山陰線の夜間集中工事により、令和7年1月13日（月・祝）～2月2日（日）と2月10日（月）～3月13日（木）の期間中、次のとおり普通列車が運休となることに伴い、終電時間が繰り上がります。ご注意ください。

■運休区間 倉吉駅～米子駅

■運休列車（普通列車）

▶上り（2本）

米子発	倉吉着	倉吉発	米子着
21:40	22:43	21:22	22:35
22:40	23:53	22:19	23:38

▶下り（2本）

※期間中の普通列車の終電は、上りが米子20:15発（鳥取行）、下りは米子21:47着（鳥取発）となります。特急列車は通常通り運行します。運休区間ではバスなどによる代行輸送を実施します。くわしくは二次元コードか、JR西日本お客様センター（☎0570-00-2486）でご確認ください。

閩交通政策課（☎23-5274 FAX23-5392）



高校生の通学費を補助します

公共交通機関を使って、県内の高校などに通学する生徒の保護者に対して、通学定期券の一部を補助します。

■対象者 県内に居住し通学する高校生などの保護者で、米子市に住民登録がある方

■助成金額 1か月あたり7,000円を超えた額

※修学年限の最終学年の3月と休学期間は対象外

■申請方法 交付申請書に通学定期券の写しと生徒手帳の写しを添付し、交通政策課に提出

※申請様式は、交通政策課か市ホームページで入手。通学定期券の写しは申請時まで大切に保管してください。

■申請期間 1月6日（月）～3月17日（月）

閩交通政策課（☎23-5271 FAX23-5392）

米子南RC SDGs イベント開催

米子南ロータリークラブは、環境保護と温暖化防止活動（持続可能な奉仕）の取り組みとして「南の森」里山保全活動を行ってきました。11月17日には、子どもたちがものづくりを通してSDGs（持続可能な開発目標）を学ぶ、ものづくり事業を実施しました。地域の子どもたちなど約65人が参加し、スギやヒノキを使った木組みコースター作りを楽しみました。



閩米子南ロータリークラブ事務局（☎33-6393）

ありがとうございます！

環境美化活動奨励表彰



「令和6年度米子市環境美化活動奨励表彰式」を11月22日に実施し、地域の環境美化に功労のあった皆さんに感謝状を贈呈しました。

■団体

旗ヶ崎二区自治会、美保テクノス株式会社

■個人

塚田 誠さん

閩環境政策課（☎23-5256 FAX23-5258）

まちづくりビジョン 意見募集

令和6年度末に米子市まちづくりビジョン（第4次米子市総合計画及び第2期米子市地方創生総合戦略）の基本計画が終了することに伴い、「第2次米子市まちづくりビジョン」の素案をまとめましたので、これについて広く皆さんのご意見を募集します。

■募集期間 12月27日（金）～1月27日（月）

■提出方法

- ①とっとり電子申請サービス（二次元コード）
- ②意見様式か任意の様式に住所、氏名、電話番号、ご意見を明記のうえ、メール、郵送、FAX、持参のいずれかで総合政策課へ提出。※電話、口頭は不可



■資料

素案と意見様式は、市ホームページのほか、下記施設に設置します。

- ▶市役所本庁舎 4階総合政策課
- ▶市役所本庁舎 1階行政窓口サービスセンター（12月29日を除く日曜のみ）
- ▶福祉保健総合センター（ふれあいの里）
- ▶淀江支所 1階地域生活課
- ▶市内各公民館

■その他

お寄せいただいたご意見に対して個別に回答はしませんが、後日まとめてホームページなどで公表します。

閩総合政策課（☎23-5319 FAX23-5392）

市有地を売り払います

一般競争入札により市有地を売り払います。

■売払物件（土地）

元西原駐在所敷地
(用途地域：非線引き)

▶住所

淀江町西原字北五
軒屋930番1

▶地目 宅地

▶地積 211.15㎡

▶最低売却価格

2,829,410円



■現地説明会（要申込、申込期限 1月15日（水）午後4時）

▶とき 1月16日（木）午前10時30分

▶ところ 売払物件所在地

■一般競争入札（要申込、申込期限 1月24日（金）午後4時）

▶とき 2月13日（木）午後1時30分

▶ところ 市役所本庁舎2階 202会議室

☎契約検査課（☎ 23-5366 FAX 23-5368）

地域“つながる”福祉プラン 意見募集

令和6年度末の米子市地域“つながる”福祉プランの計画期間終了に伴い、次期計画策定に向けて改訂作業を進めています。このたび、素案をまとめましたので、市民の皆さんのご意見を募集します。

■募集期間 12月23日（月）～1月23日（木）

■素案の閲覧場所

▶市役所本庁舎1階（福祉課、障がい者支援課、長寿社会課、総合案内）、淀江支所1階（地域生活課）、糀町庁舎1階（住宅政策課）、ふれあいの里2階（福祉政策課、米子市社会福祉協議会）、ふれあいの里1階（総合案内）、市ホームページ

▶行政窓口サービスセンター（12月29日を除く日曜のみ）

▶市内各公民館、市内各地域包括支援センター、米子市中心身障害者福祉センター、米子サン・アビリティーズ

■提出方法

①電子申請（二次元コード）

②郵送

（送付先）〒683-0811 米子市錦町一丁目139番地
米子市福祉政策課 福祉政策担当

③持参（ふれあいの里2階 福祉政策課）

④電子メール（fukushiseisaku@city.yonago.lg.jp）

※素案の閲覧場所に設置している紙の様式に記入し、郵送か持参で提出することも可能です。また、市ホームページからも様式のダウンロードが可能です。原則、電話や口頭では受け付けませんが、障がいのある方など①～④の方法で提出が困難な場合はご相談ください。

☎福祉政策課（☎ 23-5537）



制度改正に伴う児童手当の 手続きはお済みですか？

令和6年10月（12月支払分）から児童手当の制度が改正され、内容が拡充されました。

次の①～③に該当する方は、制度改正に伴う児童手当の手続きが必要です。



■制度改正前に児童手当を受給していなかった方

①高校生年代の児童のみを養育している方（現在中学生以下の子を養育しており、制度改正前に児童手当を受給していた方を除く）

②中学生以下の子を養育しているが、所得制限により、児童手当を受給していなかった方

▶①か②に該当する方は、児童手当認定請求書を提出してください。

■制度改正前から児童手当を受給していた方

③令和6年10月10日に米子市から児童手当が支給された方で、19歳から22歳の子（平成14年4月2日～平成18年4月1日生）の生計費の負担があり、その子と高校生以下の子を合わせると3人以上となる方

▶③に該当する方は、監護相当・生計費の負担についての確認書を提出してください。

■制度改正後の支給額の確認を！

制度改正後の最初の支給日は令和6年12月10日です。10月・11月分を支給しています。

▶高校生以下の児童が全員支給対象になりますか？（19歳から22歳の子は支給対象ではありません）

▶生計費の負担がある19歳から22歳の子を合わせ、第3子以降は月額30,000円になりますか？

児童の年齢	児童手当の額（一人あたり月額）
3歳未満	15,000円 (第3子以降は30,000円)
3歳以上 高校生年代まで	10,000円 (第3子以降は30,000円)

■制度改正分の手続きは必ず3月末までに

▶制度改正分については、令和7年3月31日までに手続きされた場合、令和6年10月分から支給します。

▶現在受給中の方も、令和6年12月10日の児童手当の支給額（10月・11月分）をご確認いただき、ご不明な点がございましたらご連絡ください。

☎こども支援課（☎ 23-5135 FAX 23-5137）

米子市営住宅入居者募集

■所在地、規格、家賃など

住宅名(所在地)	部屋番号	間取り	家賃月額
上福原 (皆生温泉)	56R1-303 世帯向	3DK	16,300円 ～32,000円
両三柳 (両三柳)	201 世帯向	3DK	18,000円 ～35,300円
富士見町 (富士見町)	406 世帯向	2DK	16,400円 ～30,300円
錦海町 (錦海町)	4R2-201 世帯向	2LDK	17,400円 ～34,200円
東町 (東町)	102 高齢者等	3LDK	28,600円 ～56,100円
西福原 (西福原)	14R1-201 子育て優先	3LDK	27,100円 ～53,100円

■受付期間 1月6日(月)～10日(金)

■受付場所 鳥取県住宅供給公社西部事務所
(西部総合事務所3号館・糀町庁舎1階)

■必要書類 マイナンバーがわかるもの、本人確認書類
※申込理由により添付書類が必要な場合があります。

■入居可能予定日 2月1日(土)
※入居手続きには、原則、保証能力のある連帯保証人
1名と敷金として家賃3か月分が必要です。

〒鳥取県住宅供給公社西部事務所
(☎ 21-8806 FAX 32-9204)

市営墓地の随時募集をしています

1月から市営墓地の募集区画を追加します。

■随時募集している市営墓地(先着順)

南公園墓地(石井490番地)、北公園墓地(彦名町
6566番地)、西ノ原墓苑(淀江町西原913番地)、淀江
佐陀墓苑(淀江町佐陀1451番地12)

■追加区画の募集開始日 1月7日(火)

■申込資格 次のいずれかに該当する方

- ▶米子市に住所か本籍がある
- ▶市内にあるお墓を移転する

■申込受付場所(電話申込不可、書類提出の先着順で受付)

建設企画課(糀町庁舎2階)、おくやみコーナー(本庁
舎1階)、地域生活課(淀江支所)

■提出書類

墓地使用許可申請書、申請者の本人確認書類、印鑑(自
署の場合は不要)、本籍の記載のある住民票(市外にお
住まいの方のみ) ※墓地使用時には使用料と令和6年
度分の管理料(月割)を納付してください。

〒建設企画課(☎ 23-5529 FAX 23-5396)

償却資産の申告をお忘れなく

償却資産は、土地や家屋以外の事業用の資産です。償却
資産をお持ちの方は、確定申告とは別に、償却資産が所
在する市町村にも申告が必要です。次の方は期限内に申
告書を提出してください。※くわしくは市ホーム
ページ(二次元コード)をご確認ください。



■申告が必要な方

令和7年1月1日現在、米子市内で事業を行い、償却
資産を所有されている方(前年中に資産の異動がない
場合、減価償却を終えている場合、廃棄された場合も
申告が必要)

※アパート等の共同住宅または駐車場の経営をされて
いる方や、内外装の工事を行ったテナントの方も償
却資産の申告が必要です。

■申告対象となる償却資産の例

主な業種・事業	償却資産の申告対象となるもの(例)
共通	太陽光発電設備、駐車場設備、受変電設備、 パソコン、エアコン、レジスター、フェン ス、POSシステム、看板、簡易間仕切り
飲食店	厨房設備、接客用家具・備品、冷蔵庫
医院・歯科医院	各種医療機器、待合室イス、キャビネット
工場	各種製造設備(旋盤、金型など)
小売店	商品陳列ケース、陳列棚、自動販売機
建設業	ブルドーザー、ポンプ、ポータブル発電機
理容業・美容業	理・美容イス、洗面設備、パーマ器
不動産貸付業	舗装路面・側溝などの外構工事、屋外の電 気・給排水・ガス設備、ごみ置場、自転車 置場、簡易物置
農業	ビニールハウス、温室管理装置、乾燥機
再生可能エネ ルギー発電事業	太陽光パネル、架台、附属装置、遠隔監視 装置

■提出期限 1月31日(金)

■提出方法

① eLTAX(電子申告)

eLTAXはインターネットにより自宅で地方税の申告
などができるシステムです。ぜひご利用ください!

② 固定資産税課への郵送

③ 固定資産税課または淀江支所地域生活課への持参

※これまで、前年度に申告いただいた方へ封書で申告の
案内を送付していましたが、令和6年度に電算申告(全
資産申告)された方には、はがきで案内をお送りして
います。例年とご案内の方法が異なりますが、期限内
に申告してください。封書による案内を希望される方
は固定資産税課へお問い合わせください。(上記の二次
元コードからもダウンロードできます)

〒固定資産税課(☎ 23-5116 FAX 23-5397)